

様式 4 の 6 (随意契約)

抽出事案 [物品] 説明書

発注機関名 : 京都府警察本部会計課

物品名	<p>路側式道路標識（単価契約）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主標識板 2,558枚 ・ 補助標識板 708枚 ・ 支柱等 1,505本（組） ・ 移設等 4,880箇所（枚） ・ 塗装 5 m² (数量は予定数量)
物品概要	<p>路側式標識とは、公安委員会及び道路管理者が必要と認める交通規制を実施する場合の具体的な意思（公安委員会であれば一時停止の「止まれ」や一方通行の矢印標識等）を道路に設置し表示するものである。</p> <p>路側標識の大きさや表示内容等は、道路交通法等で定められているが、標識基盤の材質及び加工、反射シートの性能等は各府県によって異なる。</p>
随意契約とした理由	一般競争入札を2回行うも落札者がなかったため。（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2 第1項第8号）
契約経過	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入札公告 平成31年2月15日 ・ 申請者数 2者 ・ 開札 平成31年3月28日 ・ 入札者数 2者（落札者なし） <p>最低入札価格者を随意契約相手に選定。</p> <p>平成31年4月1日に見積採用決定し、契約したもの。</p>
契約業者名	株式会社建巧社
契約金額	68,580,000円（税込）

物品概要説明資料

1 物品概要

(1) 物品名

路側式道路標識（単価契約）

- ・ 主標識板 2,558 枚
- ・ 補助標識板 708 枚
- ・ 支柱等 1,505 本（組）
- ・ 移設等 4,880 箇所（枚）
- ・ 塗装 5 m²

（数量は予定数量）

(2) 納品場所

京都府警察本部長が指定する場所

(3) 物品概要

路側式標識とは、公安委員会及び道路管理者が必要と認める交通規制を実施する場合の具体的な意思（公安委員会であれば一時停止の「止まれ」や一方通行の矢印標識等）を道路に設置し表示するものである。

路側標識の大きさや表示内容等は、道路交通法等で定められているが、標識基盤の材質及び加工、反射シートの性能等は各府県によって異なる。

(4) 納期 平成 31 年 4 月 1 日～平成 32（令和 2）年 3 月 31 日

2 路側式道路標識



平成31年度路側式道路標識の購入

仕様書

1 適用範囲

この仕様書は、京都府警察本部が発注する路側式道路標識（以下「道路標識」という。）の製作及び設置について規定する。

2 購入物品等の詳細

下記の購入物品等にあっては、各単価に納入・設置等に要する全ての諸経費を含むものとする。

(1) 主標識板及び補助標識板

購入単価には、材料費及び標識板の設置費を含むものとする。

(2) 支柱等

ア 支柱

購入単価には、支柱の新設（材料費及び設置費を含む。）並びに建替（材料費、撤去及び設置費を含む。）に要する経費を含むものとする。

イ ブロック、C巻及びD巻金具

購入単価には、材料費及び金具の新設に要する経費を含むものとする。

ウ 両面金具

購入単価は、材料費のみの単価とする。

(3) 移設等

ア 支柱移設

既設標識柱（1型～4型・標識板を含む。）の移設に係る費用とする。

イ 支柱建植

既設標識柱（1型～4型・標識板を含む。）の傾斜補修及び建直しに係る費用とする。

ウ 支柱撤去

既設標識柱（1型～4型・標識板を含む。）の撤去に係る費用とする。

エ 共架移設

既設共架金具（ブロック、C巻及びD巻金具・標識板を含む。）の移設に係る費用とする。

オ 共架撤去

既設共架金具（ブロック、C巻及びD巻金具・標識板を含む。）の撤去に係る費用とする。

カ 標識板取付・取外

既設標識板の取り外し及び取付に係る費用とする。

なお、補助標識板の取り外し及び取付に係る費用の単価は、1枚あたり主標識板の0.5倍とする。

キ 塗装

標識板の裏面、標識柱及び取付金具の1m²あたりの塗装単価とする。

なお、各品目の塗装面積は次のとおりとする。

規格(単位mm)	面積(単位m ²)	規 格	面積(単位m ²)
600φ 丸形	0.33	1型(3m)直柱	0.49
800 三角	0.33	1型(3m)曲柱	0.53
530 三角	0.18	2型(4m)直柱	0.65
600-200 五角	0.33	2型(4m)曲柱	0.69
400-133 五角	0.18	3型(5m)直柱	1.06
600×350	0.26	3型(5m)曲柱	1.06
400×233	0.14	4型(3.5m)直柱	0.58
600×600	0.41	4型(3.5m)曲柱	0.62
600×900	0.62	ブロック金具	0.27
400φ 丸形	0.16	C巻金具	0.96
400×120	0.07	D巻金具	1.92
400×150	0.08		
400×220	0.11		
400×300	0.16		
400×400	0.20		
400×600	0.28		
400×900	0.42		
600×180	0.14		
600×220	0.16		
600×250	0.18		
600×310	0.24		
600×320	0.25		
600×440	0.32		
600×480	0.34		

3 種類、様式及び構造

道路標識板、標識柱及び其架金具等の種類、様式及び構造は、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(昭和35年12月17日総理府、建設省令第3号。以下「標識令」という。)の規定によるほか、この仕様書及び「路側式道路標識仕様図面(京都府警察本部)」に定めるとおりとする。

4 道路標識の材質及び加工

(1) 主標識板

ア 基板材質

厚さ1.0mm以上の耐蝕アルミニウム合金板(JIS H4000 A5052 P-H34)を用いること。

イ 加工

標識板は、型どり後、完全に脱脂、洗净処理を行い、縁は裏面に折り曲げ、裏面には耐蝕アルミニウム合金材(JIS H4100 A6063S-T5)のスライドチャンネルの補強材を歪みが生じないようにスポット溶接すること。

溶接は、別紙図面のとおり、スライドチャンネル1枚につき6又は8箇所とし、日本工業規格(JIS Z3621 C級)に定める点溶接に準ずること。

なお、周辺の景観保持等のため必要があり、別途指示する場合は、裏面に茶色(マニセル値10YR2/1又はその近似色)又はその都度指示する色を塗装したもの用いること。

(2) 補助標識板

ア 基板材質

主標識板と同質のものを使用すること。

イ 加工

標識板は、縁は裏側に折り曲げること。その他の加工は、主標識板と同様とする。

なお、周辺の景観保持等のため必要があり、別途指示する場合は、裏面に茶色(マニセル値10YR2/1又はその近似色)又はその都度指示する色を塗装したもの用いること。

(3) 取付金具

標識板の取付け金具は、耐蝕アルミニウム合金板(JIS H4100 A6063S-T5)を厚さ3mm幅40mm加工形成したUバンド(両面併設の場合は厚さ5mm幅50mmに加工形成したコ型金具)を補強材の数に合わせてボルトにより支柱に取り付けること。

ボルト及びナット等は、すべて溶融亜鉛めつき(JIS H8641 第2種HDZ35)を施したものを使用すること。

なお、周辺の景観保持等のため必要があり、別途指示する場合は、露出面に茶色(マニセル値10YR2/1又はその近似色)又はその都度指示する色を塗装したもの用いること。

5 反射シートの材料

(1) 反射区分

標識板の表面は全種類全面反射式とし、反射シートを貼り付けること。

(2) 反射シートの構造

反射シートの構造は、カプセルレンズ型（高輝度反射）及び封入レンズ型（普通輝度）とする。

(3) 使用区分

反射シートの使用区分については、主標識板にカプセルレンズ型、補助標識板に封入レンズ型を使用するものとする。

(4) 反射シートの性能

反射シートの性能については、表1、2に示す基準以上の反射輝度と表3、4に示す色の範囲を満たすものとする。

表1 カプセルレンズ型反射シートの反射性能

観測角	入射角	白	赤	青
12°	5°	250	45	20
	30°	150	25	11
20°	5°	180	25	14
	30°	100	14	8

単位
Cd/Lx/m²

表2 封入レンズ型反射シートの反射性能

観測角	入射角	白	赤	青
12°	5°	70	15	4
	30°	30	6	1.7
20°	5°	50	10	2
	30°	24	4	1

単位
Cd/Lx/m²

表3 カプセルレンズ型の色

色	色度座標の範囲(2)								Y値の限界%	
	1		2		3		4			
	X	Y	X	Y	X	Y	X	Y	上限	下限
白	0.303	0.287	0.368	0.353	0.340	0.380	0.274	0.316	—	27.0
赤	0.613	0.297	0.708	0.292	0.636	0.364	0.558	0.352	11.0	2.5
青	0.144	0.303	0.244	0.202	0.190	0.247	0.066	0.208	10.0	1.0

注：色度座標は標準の光Cによる。

表4 封入レンズ型の色

色	色度座標の範囲（3）								Y値の 限界%	
	1		2		3		4			
	X	Y	X	Y	X	Y	X	Y	上限	下限
白	0.363	0.372	0.319	0.318	0.297	0.335	0.340	0.390	—	0.35
赤	0.722	0.278	0.608	0.323	0.580	0.363	0.654	0.346	—	0.05
青	0.103	0.138	0.151	0.192	0.197	0.151	0.162	0.063	—	0.01

注：色度座標は標準の光D 6 5による。

(5) 反射シートの耐候性

印刷加工を施した反射シートは、設置後、カプセルレンズ型は10年、封入レンズ型は6年屋外に暴露してもひび割れ、膨れ、はがれ等が生じず、色は初期の規格範囲内、反射性能については、初期規格値の80%以上を保持する耐候性を有するものでなければならない。

(6) 加工

ア 印刷

本標識及び補助標識の図柄、文字及び記号等はシートメーカー指定のインクを用いシルクスクリーンプロセスにより印刷する。

ただし、特殊な標識については切り貼りができるものとする。

イ 張り付け

加工済みの標識基板に、印刷された反射シートを真空加熱圧着機により歪み、しづわ及び膨れ等のないよう確実に張り付ける。

(7) 接着性

アルミニウム板面に幅25mm、長さ 150mmの反射シートを貼り付け、800 g の静荷重をかけて5分間経過で50mm以上の反射シートの剥がれがないこと。

(8) 収縮性

大きさ 225mm× 225mmの反射シートの裏側を剥離し、接着面を上向にして放置後、10分間で 0.8mm以上、24時間で 3.2mm以上収縮しないこと。

(9) 表面硬度

J I S K 5 4 0 0 に規定する鉛筆ひっかき試験を行った場合 5 H以上とする。

ただし、封入レンズ型に関しては、標識基板に達する破れを生じさせない鉛筆硬度、カプセルレンズ型に関しては、表面層の破れを生じさせない鉛筆硬度を表面硬度とする。

(10) 光沢度

反射シートの光沢は、封入レンズ型に関しては光沢度40%以上、カプセルレンズ型に関しては、65%以上であることとする。

6 色彩

標識板表面の図柄、文字及び記号等は、それぞれ標識令に定める色彩と寸法で正確に表示すること。

7 標識板の裏面記載事項

主板、補助板裏面の指定された部分に次に示す様式のシールを貼付すること。

主板裏面

補助板裏面

設 置 者	京都府公安委員会
設置年月	年 月
施工業者	

設 置 者	京都府公安委員会
-------	----------

15×80mm

50×80mm

8 支柱

(1) 材質及び種別並びに色彩

標識柱の材質は、一般構造用炭素鋼钢管（J I S G 3 4 4 4 S T K 4 0 0）を用いるものとし、種別及び寸法は、次表のとおりとする。

種類			外径	・	厚さ	・	長さ
専用柱	1型柱 (3m)	直柱	60.5mm φ	×	2.3mm	×	3,000mm
		曲柱	60.5mm φ	×	2.3mm	×	3,200mm
	2型柱 (4m)	直柱	60.5mm φ	×	2.3mm	×	4,000mm
		曲柱	60.5mm φ	×	2.3mm	×	4,200mm
	3型柱 (5m)	直柱	76.3mm φ	×	2.8mm	×	5,000mm
		曲柱	76.3mm φ	×	2.8mm	×	5,200mm
	4型柱 (3.5m)	直柱	60.5mm φ	×	2.3mm	×	3,500mm
		曲柱	60.5mm φ	×	2.3mm	×	3,700mm

柱の色彩は白色とするが、周辺の景観保持等のため必要があり、別途指示する場合は、茶色（マンセル値10YR2/1又はその近似色）又はその都度指示する色を塗装したもの用いること。

(2) 加工

ア 標識柱の定められた位置に根かせ穴を空け、脱脂、除錆及び酸洗い等により十分な下地処理を行ったうえ、亜鉛めっきを施し、静電粉体塗装した二重防食性を有す

るものとする。

イ 標識柱（専用柱）の曲げ加工は、ベンダー等を使用し、歪み、しづ等が生じないようすること。

ウ 支柱の上端には、はめ込み式の合成樹脂のキャップを使用し、支柱内部に雨水、雪等が入らないようにする。また、キャップの色、形式については別に指示する。

9 ブロック金具及び添架金具

(1) 材料及び加工

電柱等に取付ける自在バンドは、柱の径に適応するものとし、ブロック取付、添架時に使用する補助支柱（添架柱）は、外径60.5mm、内径56.5mmのアルミニウム材で標識板の規格枚数に適応する長さとする。

金具等の材料は、鋼材又はアルミニウム材を使用するものとし、鋼材を使用する場合は、一般構造用圧延鋼材（JIS G 3101 SS400）を加工形成した後、脱脂、除錆及び酸洗い等により十分な下地処理の後、溶融亜鉛めっき（JIS H 8641 第2種 HDZ35）を施すものとする。

また、アルミニウム材を使用する場合は耐蝕アルミニウム合金材（JIS H 4100 A6063S-T5）を加工形成すること。

(2) ボルト及びナット等

支柱取付金具等に使用するボルト及びナット類は、溶融亜鉛めっき（JIS H 8641 第2種 HDZ35）を施したものを使用すること。

10 標識設置

道路標識の設置は、

「専用柱の設置」

「添架柱等の設置」

「標識板取付け」に区分する。

(1) 専用柱の設置

ア 基礎及び根入れ

(ア) 未舗装道路に設置する場合は、所定の深さまで掘削を行い、石や突起物を取り除き、床面を平坦にならし底固め後、所定の深さの碎石基礎工を施し、根かせをせを取り付けた標識柱を垂直に建て込み、コンクリートで所定の基礎を作成し、周囲を十分に突き固めること。

(イ) 既舗装道路に設置する場合は、所定の深さまで掘削を行い、根かせを取り付けた標識柱を垂直に建て込み、埋め戻し後よく突き固め、コンクリートで所定の上部基礎を作成すること。

(ウ) コンクリートに削孔する場合は、削孔穴にモルタルを入れ、標識柱を垂直に差し入れ、支柱が回転しないよう固定した後、仕上げをすること。深さについては設置環境で異なることから別途協議すること。

イ 路面の仕上げ

舗装復旧は、モルタル仕上げとし、周囲の路面と同一平面に仕上げること。

ウ コンクリート材料等

(ア) 材料

セメントは、JIS規格による普通ポルトランドセメントを使用すること。

砂及び砂利は、清浄、硬質及び耐久性のあるものであること。

(1) 調合等

コンクリート及びモルタルの調合は、所定の配合のものを使用し、均一に打設しなければならない。

(2) 補助支柱（添架柱）等の設置

補助支柱を電柱等に設置する場合は、ブロック取付用金具・添架用金具を使用し、支柱が垂直を保つようになるとともに、風圧、振動等により脱落、回転等しないよう堅固に設置すること。

なお、設置に際しては、架線工事等の妨害、電柱番号プレートの隠ぺい及び既設添加物件に対する視認性等の妨害をしないこと。

(3) 標識板の取付け

標識板（主標識板及び補助標識板）を標識柱に取り付ける場合は、取付金具を使用し風圧、振動等により脱落、回転等しないようにボルト、ナットを完全に締めつけて固定すること。

ア 標識板の配列順位等

標識板は、設置基準に定めるとおり正しく配列させるとともに、標識板が車両等に接触する等により損傷するおそれのある場合は、車道外側にスライドさせること。

イ 標識板の角度

標識板は、設置基準に定めるとおり、車両の運転者及び歩行者から見やすい角度に取り付けること。

ウ 標識板の高さ

標識板は、地上から標識板の下部までの高さを原則として 2.0m以上とし、京都府警察本部長の承認により 1.8m以上とすることができる。

(4) 設置場所

設置場所の選定に当たっては、次の事項に留意すること。

ア 電柱、街路樹、停留所、看板等の工作物、他の道路標識等により見えにくくならないよう視認性を確保できる場所であること。

イ 交通の妨害又は、危険を及ぼさない場所であること。

ウ 標識が損傷を受けるおそれのない場所であること。

エ 道路構造に著しい障害を及ぼさない場所であること。

オ 管理上、支障とならない場所であること。

11 標識撤去等

(1) 標識柱の撤去

基礎コンクリート部を削岩機等により掘削し、標識柱を撤去後、埋め戻したうえ、舗装復旧は、モルタル仕上げにより周囲の路面と同一平面に仕上げること。

撤去終了後のガラ、残土等は、速やかに撤去するとともに周囲を清掃すること。

(2) 標識板及び添架金具等の撤去

標識板を取り外す場合及び電柱等に添架、共架して設置された金具類を撤去する場合は、手工具を用い建築物等に障害を与えないようにすること。

(3) 撤去標識材等の保全及び処理

ア 再使用を指示された標識材は、損傷を与えないよう配意したうえ、速やかに指定

場所に搬送すること。

イ 設置、撤去により生じた標識材、残土等は、受注業者の責任において適切に処理すること。

12 塗装工事

- (1) 設置箇所周辺の景観保持等のため必要があり、別途指示する場合は、標識板の裏面、標識柱、取付金具に茶色（マンセル値 10 YR 2/1 又はその近似色）又はその都度指示する色に塗装するものとする。
- (2) ケレンは、第4種ケレンとし、ワイヤーブラシ、サンドペーパー等を使用して、粉化物、汚れを落とし、鉄肌は表さない程度とする。
- (3) 塗り方は、中、上塗り各1回ハケ塗りとする。

13 施工上の注意事項

- (1) 施工にあたっては、標識の機能を十分に發揮させるように施工し、本仕様書に明記されていない事項、又は疑義が生じた場合は、京都府警察本部と協議すること。
- (2) 施工に際しては、給水管、配水管、ガス管及び電線管等（以下「地下埋設物」という。）の有無に十分注意し、周囲の建物、工作物、樹木等（以下「建築物等」という。）に障害、損傷を与えないようにすること。
- (3) 施工に際し、第三者の生命、身体に危害を与えた場合、又は「地下埋設物」及び「建築物等」に障害、損害を与えた場合等は、直ちに応急措置を取り、契約担当者に連絡をとり、その指示に従い全て受注者の責めにおいて速やかに処置すること。
- (4) 施工に際しては、道路交通に危険又は混乱を生じない日時を選んで実施するとともに、交通保安施設を設置する等、交通の安全と円滑を確保すること。
- (5) 受注者は、労務の安全、衛生及び器材その他の清掃、整頓のほか、火災、盗難その他道路使用の適正、交通の危険防止、公害の防止等施工現場の管理に万全を期すこと。
- (6) NTT柱及び関電柱へ標識板の設置等を行う際には、電柱共架申請の手続きを代行して行うこと。

14 検査

(1) 中間検査

京都府警察本部長が検査を行う者として指定した職員（以下「検査員」という。）が、材料又は製造工程等について検査を行う旨を通知したときは、検査の立会及びその他必要な事項を報告するものとする。

(2) 完了検査

ア 設置完了後は、設置場所を管轄する警察署ごとに道路標識確認書（別記様式第1号及び別紙）を作成し、当該警察署の交通課長又は本業務担当者の確認印を受け、検査員の完了検査を受けるものとする。

イ 検査の結果、不合格のものがあったときは、検査員の指示に基づき補修等を行い、再検査を受けなければならない。

(3) 破壊検査

検査員が、特に必要と認めた場合は、基礎部分の検査のため、掘り返しを命ずることができる。

なお、この費用は、請負者において負担するものとする。

15 その他

(1) 保証期間

保証期間は、災害その他人為的事故による場合を除き次表のとおりとし、この間反射材及び塗装の剥離、退色又は部材の破損等請負者の責による場合は、無償にて取替、補修するものとする。

品 名	保証期間
標識板（カプセルレンズ型）	10年
標識板（封入レンズ型）	6年
標識柱（二重防食加工）	7年

(2) 履行期限

履行期限については、発注の都度指示する。

(3) その他

この仕様書、図面等で疑義のある点又は記載のない事項は、契約担当者と別途協議するものとする。

名稱 主標識板

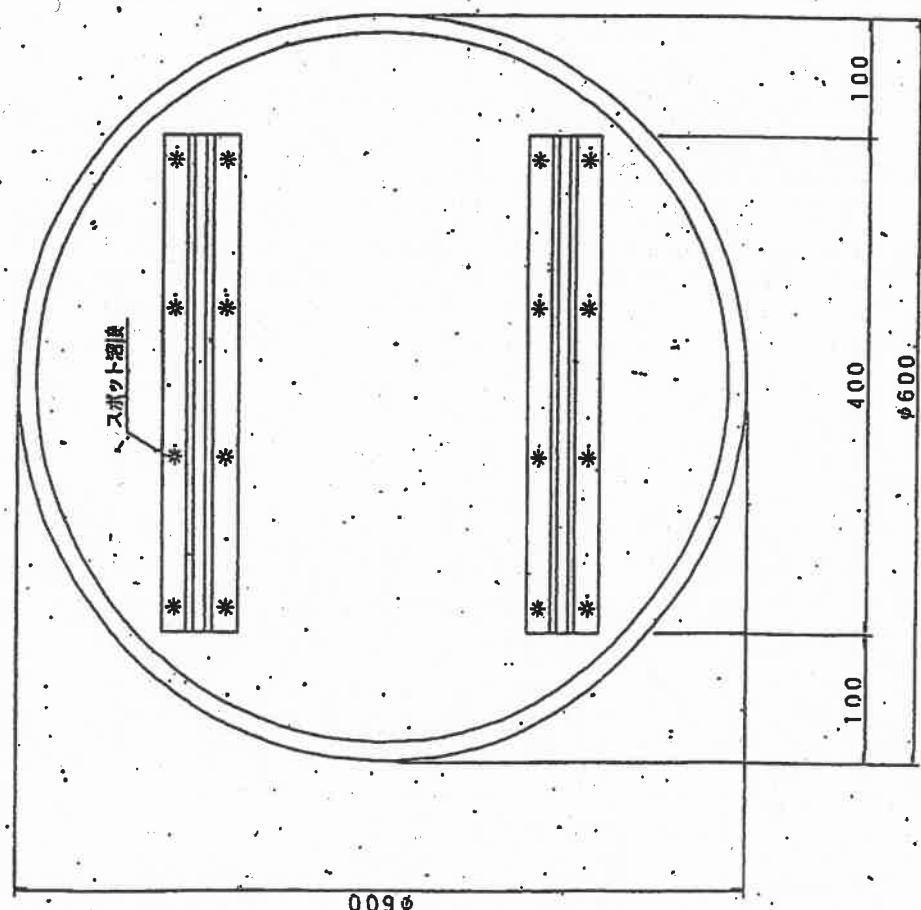
1 尺度

年月日

承認

平成

圓面番号



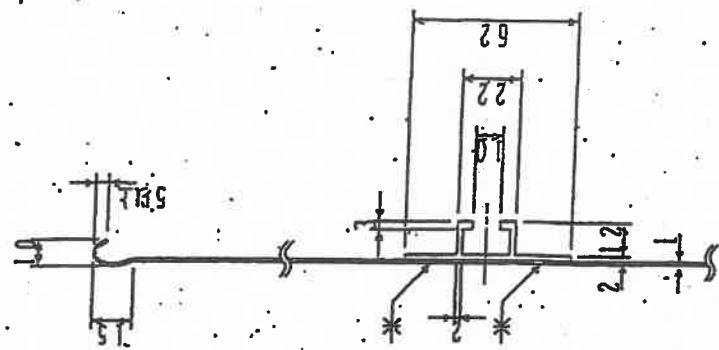
φ600

断面詳細図

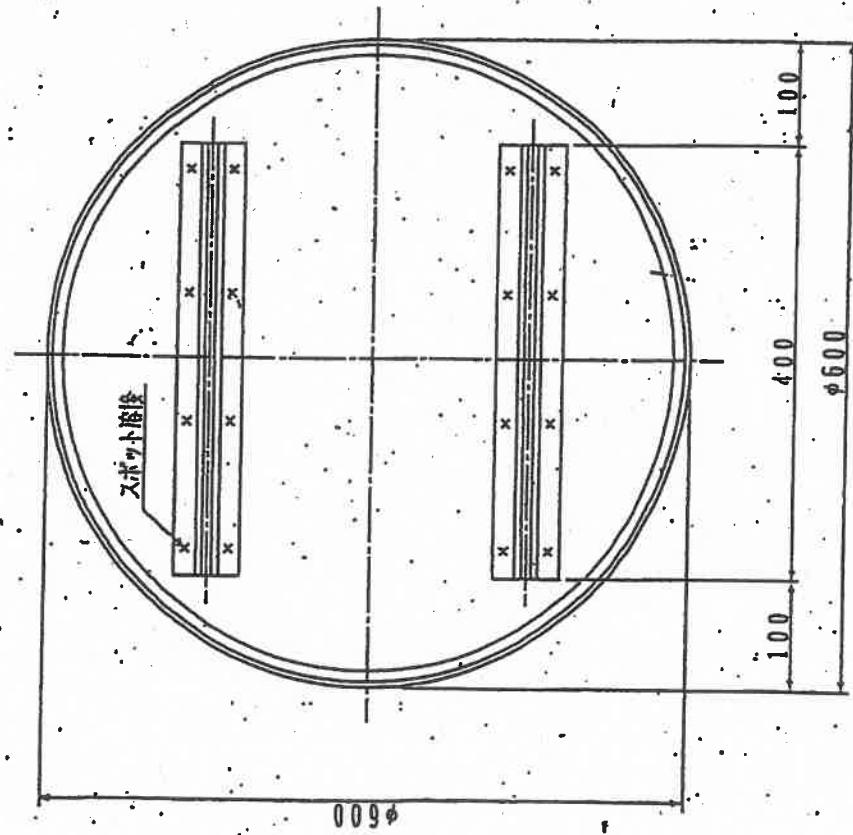
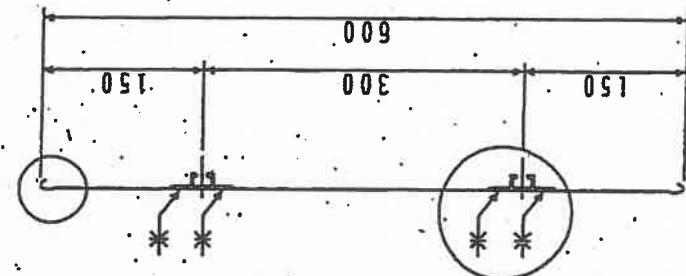
標識番号 301~318, 323~324,
325の3, 32504, 328等

原稿番号 301~318, 323~324.
: 325③, 325④, 328 等

断面詳細図



以下58へ



入札説明書

平成31年度路側式道路標識の購入

京都府警察本部

入札説明書

路側式道路標識の購入に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日

平成31年2月15日（金）

2 契約担当者

京都府警察本部長 植田 秀人

3 担当部局

京都市上京区下立売通釜座東入戸ノ内町85の3、85の4

京都府警察本部総務部会計課施設管理室管財係 電話075-451-9111 内線2274

4 入札に付する事項

(1) 購入物品の名称及び予定数量

別記の1のとおりとする。

(2) 購入物品の特質等

仕様書のとおりとする。

(3) 納入期間

契約締結日から平成32年3月31日（火）まで

(4) 納入場所

京都府警察本部長が指定する場所

5 一般競争入札に参加できない者

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下

「法」という）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のアからキまでのいずれかに該当する者

ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ 法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

(3) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者（その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む）

6 入札参加資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される平成31年度における物品の製造の請負及び物品の買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（平成31年京都府告示第16号）に定める競争入札参加者の資格を有する者で、「看板・標識」に登録されているものであること。
- (2) 別記の1に示した購入物品を納入期間内に確実に納入し得ると認められる者であること。
- (3) 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。
- (4) 交通事故、災害等により、倒壊し、又はき損した道路標識類について、京都府警察本部長の指示に応じて、速やかに建て替え等に着手することができると認められる者であること。
- (5) 購入物品の検査を日本国内において行うことができ、契約担当者の検査に応じ、品質等の保証ができる者であること。
- (6) 購入物品の修理その他アフターサービスについて、適切に対応することができる体制が整備されている者であること。

7 入札参加資格の確認

入札に参加しようとする者は、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」）及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した確認申請書及び確認資料に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間等

ア 提出期間

平成31年2月15日（金）から平成31年3月18日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）とする。

イ 提出場所

3に同じ。

ウ 提出方法

(ア) 持参により提出する場合

提出期間中の午前9時から午後5時までの間に提出すること。

(イ) 郵送により提出する場合

書留郵便で提出期間内に必着のこと。

(2) 確認資料

日本語で記載された次の書類を各1通、持参により提出すること。

ア 競争入札資格審査結果通知書（写）

イ 別記の1に示した購入物品を納入期間中に確実に納入し得ることを証明する書類

ウ 交通事故、災害等により、倒壊し、又はき損した道路標識類の建て替え等について、京都府警察本部長の指示に応じて、速やかに着手できると認められる書類

エ 購入物品の検査を日本国内において行うことができ、契約担当者の検査に応じ、品質等の保証ができる者であることを証明する書類

オ 購入物品の修理その他アフターサービスについて、適切に対応できる体制が整備されている者であることを証明する書類

(3) 入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、別途通知する。

(4) その他

ア 確認申請書及び確認資料の作成等に要する経費は入札に参加しようとする者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 6の(1)の競争入札参加資格を有しない者で入札に参加しようとするものは、次により資格審査を受けることができる。

(7) 資格審査申請書の提出期間

平成31年2月15日（金）から平成31年3月11日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。提出時間は、午前9時から午後5時までとする。）とする。

なお、その後も隨時受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

(1) 資格に関する文書を入手するための手段

原則として、京都府ホームページ (<http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/1268359158050.html>) からダウンロードすること。

(ウ) 提出場所及び問い合わせ先

京都市上京区下立売通新町西入蔵ノ内町

京都府総務部入札課入札管理・物品調達担当

電話075-414-5428

8 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成31年3月28日（木）午後2時

イ 場所

京都市上京区下立売通釜座東入蔵ノ内町85の3、85の4

京都府警察本部本館地下入札室

(2) 開札に立ち会う者

ア 開札は、8の(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又は代理人を立ち会わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、この入札事務に係のない職員を立ち会わせて行うものとし、同価入札となった際は、この入札事務に係のない職員が代理でくじを引くものとする。

イ 開札場所には、入札者又はその代理人及び入札執行事務に係のある職員（以下「入札関係職員」という。）並びに8の(2)のアの立会職員以外の者は入場することはできない。

(3) 入札方法

ア 入札書は、持参又は郵送によることとし、電送による入札は認めない。

イ 代理人が入札する場合は、委任状を提出しなければならない。この場合において、入札書には、入札者の氏名又は名称若しくは商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載して、押印（外国人の署名を含む。以下同じ）をしておか

なければならない。

ウ 入札書は、直接提出する場合は、封筒に入れて密封し、かつ、封筒の表に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「平成31年3月28日平成31年度路側式道路標識の購入に係る入札書在中」と記載し、封筒の開口部を封印すること。

なお、開札後予定価格の制限の範囲内で有効な入札がない場合で、直ちに再度入札を行うときは、この限りではない。

エ 資格確認の結果、資格を有すると認められた者が1人であっても、原則として入札を執行する。

オ 入札回数は2回までとする。

カ 確認結果通知又はその写しを提示しなければ、入札に参加することができない。

キ 入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。

ク 入札を希望しない場合には、入札に参加しないことができるので、入札辞退届を郵送又は持参により事前に提出すること。

(4) 郵送による入札方法

ア 受領期限

平成31年3月27日（水）

イ 提出先

〒602-8550 京都市上京区下立売通釜座東入籠ノ内町85の3、85の4

京都府警察本部総務部会計課長

ウ 郵便の種類は書留郵便とする。

エ 当該郵送による入札者又は代理人が開札に立ち会わない場合における再度入札については、あらかじめ郵便入札に同封しておくこととする。

なお、この場合の再度入札については、一回目の最低入札価格が示達できないため、入札の無効となることがある。

オ 封筒は、二重封筒とし、中封筒に入札書のみを入れ、直接提出する場合と同様に封筒等の処理をし、表封筒に「平成31年 月 日 平成31年度路側式道路標識の購入に係る入札書在中」と記載するとともに確認結果通知又はその写しを同封し、京都府警察本部総務部会計課長への親展とする。

カ 再度入札に参加をしようとするときは、再入札書を入れた別の中封筒に直接提出する場合と同様に封印等の処理をし、「平成31年 月 日 平成31年度路側式道路標識の購入に係る再入札書在中」と記載したものを表封筒に同封する。

キ 再入札書を同封しなかったときは、再度入札を棄権したものとみなす。ただし、郵便により入札したにもかかわらず、開札に立ち会った場合はこの限りでない。

ク 入札書を代理人名で提出するときは、表封筒に委任状を同封する。ただし、当該代理人が開札に立ち会うときは、開札の際に委任状を提出することができる。

(5) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。

なお、入札書の入札金額については訂正できない。

(6) 入札者は、その提出した入札書の引換、変更又は取消をすることができない。

(7) 入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたとき、契約担当者は、当該入札を延期し、又はこれ

を中止することができる。

- (8) 入札者は、入札説明書、別添仕様書、契約書（案）及びその他の添付書類（以下「仕様書等」という。）を熟知の上、入札しなければならない。

この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

- (9) 入札書に記載する金額

入札金額は、道路標識等の種類ごとに単価と予定数量を乗じた金額の合計金額を記入すること。入札単価は、仕様書により設置費等を含めた額とする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108分の 100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

- (10) 入札の無効又は失格

次のいずれかに該当する場合は、入札を無効又は失格とする。

なお、無効な入札をした者（失格者を含む）は、再度の入札に加わることはできない。

- ア 6 に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- イ 確認申請書又は確認資料の提出をしなかった者のした入札
- ウ 確認申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者のした入札
- エ 入札書の受領期限までに入札書が到着しなかった場合
- オ 同じ入札に 2 以上の入札（他人の代理としての入札を含む。）をした者のした入札
- カ 入札に関し不正の利益を得るために連合その他の不正行為をした者のした入札
- キ 金額、氏名及び印鑑若しくは重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者のした入札
- ク 入札関係職員の指示に従わない等入札場所の秩序を乱した者のした入札
- ケ 再度入札において、前回の入札の最低の入札価格以上の価格で入札した者のした入札

- (11) 落札者の決定方法

ア 京都府会計規則（昭和52年京都府規則第 6 号。以下「規則」という。）第 145 条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち、開札に立会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に關係のない職員にくじを引かせるものとする。

イ、落札者が決定通知のあった日から 7 日以内に契約を締結しないときは落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

9 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

10 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の 100分の 5 に相当する額の違約金を落札者から徴収する。

11 契約保証金

落札者は、契約単価に予定数量を乗じて得た金額を合算した金額の 100分の 10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第 159条第 2 項第 1 号又は第 3 号に該当する場合は免除する。

12 契約書の作成の要否

要する。

13 入札の執行

この入札に係る平成31年度予算が京都府議会において議決されない場合は、この入札は、執行しないものとする。ただし、この入札における行為等については、指名停止等の措置の対象とする。

14 その他必要な事項

- (1) この入札の実施については、1から13までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372号）第 4 条に規定する特定調達契約である。
- (3) 公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成 8 年京都府告示第 485号）に基づく苦情の申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは解除することがある。

見 積 書 採 用 決 定 同 書

平成31年4月1日

京都府警察本部長様

総務部会計課長

見積を徹した結果、以下のとおりであるので、当該見積書を採用してよろしいか。

業 務 名	平成31年度路側式道路標識の購入		
納 入 場 所	京都府警察本部長が指定する場所		
予 定 価 格 (税込)	¥ 69, 099, 706. —		
入札書(見積書)比較価格(税抜)	¥ 63, 981, 210. —		
見 積 業 者 名	順位	金 額	摘 要
株建巧社	1	63,500,000	京都市 ¥68,580,000

採用決定業者名	株建巧社	* 府税納税確認 <input checked="" type="checkbox"/> ■名簿登載業者 資格審査結果通知書(写) 業種 番号 <input type="checkbox"/> □府税納税証明書 (発行日) <input type="checkbox"/> □府税照会(同意書記入要) (回答日)
採用決定金額	68,580,000 円	